

平成30年度若年技能者人材育成支援等事業に係る推進計画

[青森県技能振興コーナー]

(地域における技能振興事業)

1 技能五輪全国大会予選の実施等

(1) 技能五輪全国大会の予選の実施

県内の高校生等を対象に、県予選を行い、選手選抜を行うとともに、若手技能者の技能向上及び育成促進を図る。

(2) 技能五輪全国大会及び若年者ものづくり競技大会への参加支援の実施

参加選手及び選手の指導員の旅費並びに工具等の運搬費の援助を行い、大会参加を促進する。

2 ものづくりの魅力、技能者の持つ技能を伝えるための取組

(1) ものづくりマイスター、ITマスター及びそれ以外の熟練技能者の活用

① ものづくりフェアの開催

県内の名工等による作品展示・実演・ものづくり体験指導及び技能士所属団体の作品展示等を通じて、技能の魅力を発信する。

② ものづくりマイスター等以外の熟練技能者の派遣

ものづくりマイスター等認定職種以外に、講義、実技指導等の要望があった場合は、限定されている職種の範囲内で学校等への派遣を行う。

(2) 技能競技大会展の実施

ブロックごとのイベントに際しては、センター、幹事県を始め、各コーナーと協力して取り組む。

(3) 技能士展の実施

ブロックごとのイベントに際しては、センター、幹事県を始め、各コーナーと協力して取り組む。

(4) 技能伝承に取り組む企業の好事例発表及び意見交換

技能検定制度を活用しながら、技能伝承に取り組む先進企業の事例発表及び参加企業による円滑かつ有効な技能継承策について意見交換を行う。

(5) 「地域発！いいもの」応援事業の実施

「地域発！いいもの」の募集に係る周知、応募書類の受付及びセンターへの提出等を行う。

(ものづくりマイスター等の認定、登録に関する業務)

1 ものづくりマイスター等の開拓

関係団体及び事業所に認定申請案内を送付したうえで、ものづくりマイスター及びITマスター認定者のいない職種及び認定者が少数の職種を中心に関係団体及び事業所を訪問し、改めて事業の趣旨説明を行い、ものづくりマイスター等認定者の拡大に努める。

2 ものづくりマイスター等への説明

ものづくりマイスター及びITマスターには、活動条件、指導実施後の報告事項等について、文書により通知し、説明を行い、円滑な指導を図る。

また、職業訓練指導員免許非保持者については、指導技法等講習を受講する必要があることを伝える。

3 申請書類の取りまとめ

ものづくりマイスター及びITマスターの認定申請書類の作成支援を行い、指定期日までにセンターに提出する。

4 ものづくりマイスター等に対する研修

ものづくりマイスター等の指導力向上を図るため、センターが準備する教材を活用して指導技法等講習を実施する。

また、センター主催の研修等について、関係職種に該当するものづくりマイスター等を派遣する。

(ものづくりマイスター等の活用に係る業務)

1 若年技能者の人材育成に係る相談・援助

教育訓練機関、事業所等を対象にものづくりマイスター及びITマスターの派遣希望調査を行い、ニーズの把握に努め、実技指導等のコーディネートを行う。

また、技能検定試験等を活用した若年技能者育成等について相談、情報提供を行う。

2 ものづくりマイスター等の派遣による指導の実施

上記派遣希望調査の回答に基づき、ものづくりマイスター等派遣について調整を行い、指導を実施する。

3 「目指せマイスター」プロジェクト

(1) 「ものづくりの魅力」発信

小中学校の児童・生徒、教師、保護者等に対して、ものづくりマイスターを派遣し、講義、ものづくり体験を通じて、技能の魅力、技能者の社会での役割について授業を行う。

(2) 「ITの魅力」発信

小中学校の児童・生徒に対して、ITマスターを派遣し、講義、情報関係技術の実技体験を通じて、情報技術に関する興味を喚起する授業を行う。

(3) 若者に対する「ものづくりの魅力」発信

地域若者サポートステーションに対して、指導可能なものづくりマイスターの情報提供を行い、要望があった場合に派遣を実施する。

(4) ものづくりマイスターの働く職場での職場体験実習

自ら事業を営んでいるものづくりマイスターに対し、職場体験実習の可否について調査を行いつつ、ものづくり体験指導を含む職場体験実習を実施する。

(地方公共団体、経済団体等との連携会議の設置・運営)

1 連携会議の開催

構成メンバーは、青森労働局、高齢・障害・求職者雇用支援機構青森支部、青森県労政・能力開発課、青森県教育庁学校教育課、青森県高等学校長会工業部会、青森県工業会、青森県技能士会等とし、第1回目は前年度の結果報告及び当該年度の事業推進計画の説明等、第2回目は事業進捗状況の報告及び当該年度の実施状況を踏まえた翌年度事業のあり方等について審議を行う。